

# 11月11日～17日は税を考える週間です

「税」は、「社会福祉の充実」「道路などの基盤整備」「教育の振興」など、行政運営に欠かせない、大切な財源です。普段、意識することの少ない「税」について、より身近に感じていただくために、国税庁では、昭和49年に「税を考える週間」を設け、「税の書道展」や、さまざまなPR活動を行っています。

この機会に「税金」について考えてみませんか。

【問い合わせ】税務課 町民税係 ☎(83) 1224

平成31年1月から

## e-TAXの利用手続きがより便利になります

IDとパスワードを取得することにより、自宅のパソコンから確定申告ができます！

e-TAXとは、インターネットによる申告の利用手続きのことです。「マイナンバーカード」と「ICカードリーダー」があれば、誰でも利用することができます。

平成31年1月から、新たな利用手続きとして、「ID(利用者識別番号)」と「パスワード(暗証番号)」を取得することにより、「確定申告」などの税申告ができるようになりますので、ぜひご利用ください。

IDとパスワードは、税務署で職員と「対面」による本人確認を行った後に発行します。発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、小田原税務署で申請してください。

なお、引き続き、従来の方式でもe-TAXによる申告書の送信ができます。

【問い合わせ】小田原税務署 ☎(35) 4511



## 第37回 小学生の税の書道展

「税」をテーマに書いた子どもたちの力作をご覧ください！

展示公開 11月23日(金・祝)～25日(日)

午前9時30分～午後4時30分

表彰式 11月25日(日)午後2時～

会場 小田原市民会館 大ホール

(展示公開は3階小ホール)

【問い合わせ】

(公社)青色申告会事務局 ☎(24) 2611

### 再度のお知らせ

## 配偶者控除と配偶者特別控除 改正のお知らせ

広報まつだ9月号にて掲載いたしました「改正前」と比較した形で再度お知らせします。

【配偶者控除】※配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合に適用されます

扶養者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者(70歳以上)
制限なし	33万円	38万円

【配偶者特別控除】※扶養者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用できません

配偶者の合計所得金額	38万円超 45万円未満	45万円以上 50万円未満	50万円以上 55万円未満	55万円以上 60万円未満	60万円以上 65万円未満
控除額	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円
配偶者の合計所得金額	65万円以上 70万円未満	70万円以上 75万円未満	75万円以上 76万円未満	76万円以上	
控除額	11万円	6万円	3万円	適用なし	

改正前(平成30年度以前)

改正後(平成31年度以降 ※平成30年1月以降の所得から適用)

配偶者の合計所得金額 (給与収入に換算した額)		扶養者の合計所得金額(給与収入に換算した額)			
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	38万円以下 (103万円以下)	控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
		老人控除対象配偶者 (70歳以上)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	38万円超 90万円以下 (103万円超 155万円以下)		33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)		31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下 (160万円超 166万8千円未満)		26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下 (166万8千円以上 175万2千円未満)		21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下 (175万2千円以上 183万2千円未満)		16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下 (183万2千円以上 190万4千円未満)		11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下 (190万4千円以上 197万2千円未満)		6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下 (197万2千円以上 201万6千円未満)		3万円	2万円	1万円
123万円超 (201万6千円以上)			適用なし		

配偶者控除とは………  
 扶養者(納税義務者)の合計所得金額が1000万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円(給与収入103万円)以下の場合に適用となり、扶養者が一定の控除額を得ることができます。

配偶者特別控除とは………  
 配偶者の合計所得金額が38万円を超え、配偶者控除が適用できない場合でも、配偶者の所得金額に応じて、扶養者が所得控除を受けることができる制度です。ただし、税法上の扶養とはなりませんので、住民税上の非課税基準となる扶養人数には加えることができません。また、配偶者の障害者控除が適用とされません。

注意：配偶者の所得金額が32万円(給与収入97万円)を超えると、配偶者自身にも住民税が課税される場合があります。また、配偶者以外の扶養控除は従来どおり所得金額が38万円以下である場合に適用され、変更はありません。